

令和 5 年 3 月 31 日
金 融 庁

「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関する パブリックコメントの結果等の公表について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等につきまして、令和 4 年 12 月 23 日（金曜）から令和 5 年 1 月 30 日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、1 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、別紙 1 を御覧ください。

改正内容については別紙 2 から別紙 6 を御参照ください。

2. 公布日等

本件の内閣府令等は、本日付で公布し、令和 5 年 4 月 1 日に施行・適用されます。

- （別紙 1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
- （別紙 2）保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令
- （別紙 3）保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令
- （別紙 4）保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第三条第二項及び第三項等の規定に基づき貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額等を定める件の一部を改正する件
- （別紙 5）保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件
- （別紙 6）保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局保険課保険モニタリング室 内線（2297）